

A Biographical Study on Tori-no-Minori

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-06-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川上, 富吉 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6540

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



土理宣令伝考

— 萬葉集人物伝研究(十二) —

川上富吉

【キーワード】 萬葉歌人、懷風藻詩人、令侍東宮、長屋王、佐保楼詩苑

一、はじめに

土理宣令は、

A、『萬葉集』に、

(a) 土理宣令の歌一首

み吉野の滝の白波知らねども語りし継げば 古思ほゆ

(33113)

(b) 刀理宣令の歌一首

もののふの磐瀬の社のほととぎす今も鳴かぬか山の常陰に

(81470)

B、『懷風藻』に、

正六位上の刀利宣令。二首 年五十九

土理宣令伝考

五言。秋日長王が宅にして新羅の客を宴す。一首。賦して「掃」の字を得たり。
玉燭秋序を調へ、金風月暉を扇ぐ。
新知未だ幾日もあらね、送別何ぞ依々ぞ。
山の際に愁雲断え、人の前に樂緒稀らなり。
相顧みる鳴鹿の爵、相送る使人が歸。

(藻63)

五言。五八の年を賀く。一首。
縦賞す青春の日、相期す白髮の年。
清は生む百萬の聖、岳は出す半千の賢。
宴を下す當時が宅、雲を披く樂廣が天。
茲の時盡清素、何ぞ用ゐむ子雲が玄。

(藻64)

C、『経国集』に、

刀利宣令対策文二首

慶雲四年九月八日

問。設レ官分レ職。須レ得レ其人。而行殊ニ輕重。能有ニ長短。委任成レ

(1)

責。非當覆饋。授受之略。可レ得聞乎。

刀宣令

對。竊以。天垂三七政。辨星紀於三百。地陳八座。條議式於三千。所以動異東西。調四時於玉燭。治兼刑德。齊萬機於金鏡上者也。夫百臣分職。虞后致肅々之美。十亂當朝。周王有濟々之盛。士會還肆。衆盜去於管郊。大叔爲政。羣奸聚於鄭蒲。輕重短長。略可言焉。伏惟皇朝。化平日域。德及三天。涯。執禹麾而招能。坐堯衢而訪賢。逃周避漢之臣。鴈行於丹墀。遊穎隱箕之夫。鱗次於絳闕。無爲軼於觀象。有道籠於垂衣。是知鈞潢同載。木運祚於七百。捐度成佐。金精滅於二世。得其人興畫一之歌。非其任有尸素之譏。案此而論粗當分別。但東遊天縱猶迷兩兒之對。西蜀含章莫辨一夫之問。至於授洪務。維帝難之。况乎末學淺志。豈能備述。謹對。

問。烈火炎兵。畏之者歸魂。柔水衰陵。坤之者遂往。是以東里遺猛烈之言。西門盡嚴明之事。然臧孫爲政。端木銜訕。廉范莅官。雲中起詠。寬猛之要。冀叙厥猷。

刀宣令

對。竊以。飛龍不_レ息。健猛之用顯矣。行馬無_レ疆。順寬之利亨焉。稟天地之氣者人也。含喜怒之諍者情也。稟同含異。理宣寬猛。猛能禁斷。子產有_レ烈火之喻。寬是兼愛。廉范放_レ夜作之令。沛公入_レ洛。義帝許_レ其寬容。仲由言_レ志。素王樂_レ於行行。既載於經。亦見於史。義有二途。其揆一也。但理髮解繩前史美論。以寬濟猛聖人格言。是以水避_レ高而趨_レ下。民去_レ急而就_レ緩。因_レ水民之趨就。明_レ寬猛之梗概。欲_レ使_レ下著弦之夫擁_レ篲寬穹之庭。佩章之臣束_レ帶太平之運上。謹對。

と、歌集『萬葉集』に和歌二首・漢詩集『懷風藻』に漢詩二首・

『經國集』に對策文二篇を伝えていて、和歌・漢詩・漢文の三つの文芸表現に堪能であり、慶雲年間（七〇四年）から天平初年（七三二年）

にかけて生存活躍したことが知られる。この土理（刀理・刀利）宣令の、出自・系譜・関係人物等の文芸的な伝記考究が小稿の目的である。

二、その氏・姓・名について

土理宣令は、『萬葉集』に、「土理宣令（331）・刀理宣令（814）・刀利宣令（63）」。『懷風藻』に「刀利宣令（63）」。『經國集』に「刀利宣令」とあり、『懷風藻目錄』に、「正六位上伊豫掾刀利宣令」とあり、『続日本紀』卷第八、元正天皇養老五（722）年正月庚午条に、

從五位上佐爲王、從五位下伊部王、正五位上紀朝臣男人・日下部宿禰老、從五位上山田史三方、從五位下山上臣憶良・朝來直賀須夜・紀朝臣清人、正六位上越智直広江・船連大魚・山口忌寸田主、正六位下樂浪河内、從六位下大宅朝臣兼麻呂、正七位上土師宿禰百村、從七位下塩屋連吉麻呂・刀利宣令らに詔して、退朝の後、東宮に侍らしめたまふ。

とあるが、いずれにも「姓」は明記されていない。

(一) 氏「土理・刀理・刀利」について

氏「トリ」の三表記は、『萬葉集』の二例は、「土・刀」、いずれも音仮名「と」で、「理・利」、いずれも音仮名「り」であり、字のちがいはあれ「とり」と読むことは妥当である。漢詩集の『懷風藻』・『經國集』および勅撰史書『続日本紀』に、共通して「刀利」とあり、和歌集の『萬葉集』に、「土理・刀理」とあるのはどうしたことか。単に『萬葉集』編纂者の不統一というか、卷第三と卷第八の編纂者がちがったための異同か、あるいは原資料の表記のちがいか分明できない。

『懷風藻』目錄に、

大学博士従五位下刀利康嗣、一首。(漢35)

『藤氏家伝(下巻武智麻呂伝)に、

慶雲二年仲春の釈奠に至りて、公、宿儒刀利康嗣に謂りて曰はく、
《中略》康嗣、釈奠の文を作る。

とあり、『続日本紀』卷第二十三、淳仁天皇天平宝字五(七六一)年三月庚子条に、

百済の人余民善女ら四人に姓を百済公と賜ふ。韓遠知ら四人に中山連。王国嶋ら五人に楊津連。甘良東人ら三人に清篠連。刀利甲斐麻呂ら七人に丘上連。戸淨道ら四人に松井連。憶頼子老ら卅一人に石野連。竹志麻呂ら四人に坂原連。生河内ら二人に清瀨連。面得敬ら四人に春野連。高牛養ら八人に淨野造。卓泉智ら二人に御池造。延尔豊成ら四人に長沼造。伊志麻呂に福地造。陽麻呂に高代造。烏那龍神に水雄造。科野友磨ら二人に清田造。斯蘭国足ら二人に清海造。佐魯牛養ら三人に小川造。王宝受ら四人に楊津造。答他伊奈麻呂ら五人に中野造。調阿氣麻呂ら廿一人に豊田造。高麗の人達沙仁徳ら二人に朝日連。上部王虫麻呂に豊原連。前部高文信に福当連。前部白公ら六人に御坂連。後部王安成ら二人に高里連。後部高具野に大井連。上部王弥夜たりら十人に豊原造。前部選理ら三人に柿井造。上部君足ら二人に雄坂造。前部安人に御坂造。新羅の人新良木舍姓。具麻呂ら七人に清住造。須布呂比滿麻呂ら十三人に狩高造。漢の人伯徳広足ら六人に雲梯連。伯徳諸足ら二人に雲梯造。

とあって、いずれも「刀利」とある。

漢詩集・史書・家伝に「刀利」とあるのが正式であったと見られる。

土理宣令伝考

『萬葉集』にのみ「刀利」ではなく「土理・刀理」とあるのは何故か。考ふる余地があろう。

今は便宜上、萬葉歌人としての「宣令」の氏は「土理」にしておくことにしよう。

さて、氏「刀利」について、『続日本紀』天平宝字五年三月十五日条の渡来人への賜姓記事によれば、「刀利」氏は、百済系渡来人一三人の一人であり、その出自が、朝鮮半島の百済であることが知られる。

『日本書紀』卷第十七、継体天皇二十四年九月条に、

還る時に、触路、騰利枳牟羅・布那牟羅・牟雌枳牟羅・阿夫羅・久知波多枳、五城を抜く。

とある「騰利枳牟羅」(現慶尚南道昌寧郡靈山の「前坪と里」に遺称)の「騰利」の地に関係があるかと思われる。

なお、『新撰姓氏録』には「土理・刀理・刀利」いずれの氏も見当らない。

(二) 姓について

前(一)に引用した『続日本紀』天平宝字五(七六一)年三月十五日条の賜姓記事の時点で、氏「丘上」・姓「連」となったわけで、土理宣令は無姓であったことになる。ちなみに、この渡来系氏族に対する改賜姓記事は、天平宝字元(七五七)年四月四日の勅の第六項に、

その高麗・百済・新羅の人等、久しく聖化を慕ひて、来りて我が俗に付き、姓を給はらむことを志願はば、悉く聽許せ。その戸籍に、无姓と族の字とを記すは、理に於て穩にあらざ。改め正すべし。

とあり、脚注に「それぞれの地位に相応の姓を賜わるといふ恩恵に
まだ浴していない人々に、天恩を及ぼそうというのがこの項の主旨。
この後、天平宝字五年頃までに、渡来系氏族に対する改賜姓事が集
中のに見えるが、それはこの勅にもとづく措置。その数は五十余氏、
約二千名に及ぶ。」とある。

(三) 名「宣令」について

名「宣令」は異表記はなく、読みにも異同がある。

○大矢本、京都大学本 宣令セムリヤウ

○西本願寺本 ノフヨシノフヨシ

○廣瀬本 ミノリ

○神宮文庫本 ノフヨシ

○萬葉拾穂抄 ノフヨシ

○萬葉集童子問

又問 宣令は訓讀歟。音讀か。

答 訓讀音讀いまた明證なし。

又問 訓讀ならはいかにかよみ、音讀ならはいかにかよまんや。

答 訓讀にはのふよしとよむへし。音讀にはせりとよむへし。

○萬葉考 センレウ

○萬葉集問目

宣シラシ 古ノ人ノ名ニ似ズ、外ニヨミ方モヤ候ラン

此訓はいふにたらず
よみかたし、よみならは、みのり、又は字音のまゝか、其比

の唐學生は、名を字音なるも有とみゆ。

○萬葉考概落葉

もし訓ならばみのりとよむべし。されどそのころ、唐學生は、

字音の名の多ければ、音に訓べき也と、師のいへり。

○萬葉集略解 センリヤウ

○萬葉集改證 セムリヤウ

考云、このころは、字音のまゝにいひし名も多く、その中に、

陽候史令珍、同く令珪などは、必らず音に喚と見ゆれば、いま
しばらく従へり云々といはれつるが如し。

○萬葉集古義 セムリヤウ

ミノリと唱へしか、又は唐風にならひて、字音の隨まに唱へしか

詳ならず。

○萬葉集新考 センリヤウ

○萬葉集講義

姓カバネなくして、文學ある人々なれば、恐らくは歸化人の子孫な

らんか。而して「宣令」は音にて「センリヤウ」とよみしなら

む。

○萬葉集評釈（窪田空穂） センリヤウ

○評釋萬葉集（佐佐木信綱） のぶよし

○萬葉集總釋第二（吉澤義則） センリヤウ

○萬葉集總釋第四（藤森朋夫） センリヤウ

○萬葉集評釋（金子元臣） センリヤウ（1470センリヤウ）

その訓方は不明。眞淵いふ、もしミノリと訓むか、唐學生は字

音の名もありと見ゆれば、音に讀むべきかと。

○口譯萬葉集 センリヤウ（1470セムリヤウ）

○萬葉集全註釋 センリヤウ

○萬葉集私注 セムリヤウ

○萬葉集注釋 センリヤウ 名は音讀したものと思はれる。

○日本古典文学大系本 センリヤウ

○日本古典文学全集本 センリヤウ

ノブヨシかセンリヤウか、名の読み方不明。今、仮にセンリヤ

ウと音讀する。

○萬葉集全注 卷第三（西宮一民） センリヤウ

○萬葉集全注 卷第八（井手至） センリヤウ

○萬葉集釋注 センリヤウ

○萬葉集全歌講義 センリヤウ

センリヤウのほか、ミノリ、ノブヨシなどの訓がある。センリヤウが一般的。

○萬葉集全解 せんりやう

となっており、音読「センリヤウ」・訓読「のぶよし・みのり」、いずれとも決しかねていたが、『略解』以降、音読が通行し、一般的となった。新編全集・新大系・萬葉集事典・和歌大辞典・日本古代氏族人名辞典・万葉集歌人集成。各文庫本（岩波・旺文社・講談社・角川）など音読であり、訓読「みのり」説は、『萬葉集歌人事典』・『日本史大事典』など少数である。

しかし、私見としては、氏「刀利」を「土理・刀理」と表記する『萬葉集』の歌人名としては、和訓「のぶよし・みのり」について再考の余地ありとしたい。

とりのみのり

tori-no-minori

と声に出して読んだ時のリズム感、「センリヤウ senriyou」より、唱えやすく、耳に心地好いと愚考するが、いかがであろうか。ただし、「宣令」を「みのり」と読む文証を示すことが出来ない。後考を俟つことにする。

なお、「吉・宜（キチ・ギ）」が、「吉田・宜（よしだ・よろし）」へと和風化したのにくらべ、氏「トリ 土理・刀理・刀利」を和風に改氏せずに「トリ」となっているのは、その父祖の故地「騰利」への愛着・矜持が強かったからではと考えられる。

三、その閲歴について

(一) 出自・家系

その出自・家系について、

土理宣令伝考

契沖『万葉代匠記』は、

〔初〕（刀利宣令・刀利康嗣）このほか土理氏の人見えず。康嗣は宣令か父などにや

〔圍〕宣令ハ此康嗣カ子ナトニヤ

とし、その祖先・出自については言及していない。弟子の海北若沖『万葉作者履歴』には、

宝字五年三月庚子刀利甲斐麻呂等七人賜_二丘上連、懐風藻大学博士刀利康嗣年八十一 是等一族

とあり、この『続日本紀』天平宝字五年三月庚子条に当れば、その出自が「百濟」であることを確認することが出来るはずのところ、岸本由豆流『萬葉集改證』には「この人、父祖、考ふべからず」とある。近代に入っても、山田孝雄『萬葉集講義』は、

この人の事、出自、父祖知られず。〈中略〉これら姓カズネなくして、文學ある人々なれば、恐らくは歸化人の子孫ならんか。

と云い、以後、「帰化人の子孫ではないかといわれている」（空穂『評釋』・「系統未詳であるが、歸化人系統らしい氏名である。」（全註釋）・「渡来系の人かと言われている」（全注三）・「渡来人系の人であろう」（全注八）・「渡来人系の人らしい」（釋注）・「百濟からの渡来人系氏族か」（全歌講義）・「渡来系か」（全解）として、若沖の『万葉作者履歴』を見ていないし、『日本古代人名辞典』の「刀利甲斐麻呂」の項も『続日本紀』にも当たっていない無学ぶりを呈している。なお、辞典・事典・全集類には、「百濟の帰化系の氏族か。」（『万葉集歌人事典』）・「百濟の帰化系の氏族か」（和歌大辞典）・「渡来人の鳥仏師の末裔か。」（万葉集歌人集成）・「七世紀末頃から八世紀前半の渡来系文人」（日本古代氏族人名辞典）・「百濟系の渡来氏族と思われる」（日本史大事典）・

「渡来人系の文人官僚」（新編全集）・「渡来人の子孫と思われる」（和歌文学大辞典）とあり、不勉強、無責任な解説と言わざるを得ない。

トリ氏の出自は、前に引用した『続日本紀』天平宝字五年三月庚子条を典拠として、「百済系渡来帰化人である」ことを確認しておくことにする。また、契沖が、刀利康嗣と刀利宣令を「父子」としたことについては、今しばらく考えてみる必要がある。『懐風藻』の注釈書類には、澤田總清『懐風藻註釋』『作者人名略解』に、「刀利康嗣」の項に「その子の宣令は」、「刀利宣令」の項に「父は康嗣である」とするが、その根拠は説明していない。日本古典文学大系本『懐風藻文華秀麗集本朝文釋』『詩人小傳』の刀利康嗣の項には

刀利宣令の父とする説もあるが未詳。同族の一人である。

とした。辰巳正明『懐風藻全注釈』は、その父子関係に言及していない。つまり、現状では同族であるが、父子関係は未詳ということである。

(二) 年齢・閲歴について

土理宣令の年齢・父母・兄弟などについて確たる史料はない。

刀利宣令については、

① 『懐風藻』に、「正六位上。伊豫掾。年五十九」

② 『経国集』の対策文二首の項に、「慶雲四（七〇七）年九月八日」
作

③ 『続日本紀』養老五（七二二）年正月庚午条に、「從七位下。退朝の後、令侍東宮」

刀利康嗣については、

① 『藤氏家伝』（下 武智麻呂伝）に、慶雲二（七〇五）年二月
積奠の文を作る。

② 『懐風藻』に、

大學博士從五位下刀利康嗣。一首。年八十二。

五言。宴に待す。一首。

嘉辰光華の節、淑景風日の春。

金堤弱柳拂ひ、玉沼輕鱗泛かぶ。

爰に降らす豊宮の宴、廣く垂らす柏梁の仁。

八音寥亮奏でらえ、百味馨香陳く。

日落ちて松影闇く、風和ぎて花氣新し。

俯して仰ぐ一人の徳、唯壽くのみ萬歳の眞。（藻35）

③ 『続日本紀』和銅三（七一〇）年正月甲子条に、「正六位上から
從五位下」へ昇叙

とある。これらから年代の明らかなものを年代順に列記すれば、

慶雲二（七〇五）年二月 康嗣、積奠の文を作る

慶雲四（七〇七）年九月八日 宣令、対策文を作る

和銅三（七一〇）年正月十三日 康嗣、正六位上から從五位下

養老五（七二二）年正月二十三日 宣令、從七位下、令侍東宮

となる。これを基に、『懐風藻』の官位歿年齢、

康嗣 大学博士、從五位下、年八十一

宣令 正六位上、伊豫掾、年五十九

を参照して、その生歿年を推定してみることにする。先ず、単純に、『懐風藻』の成立年、天平勝宝三（七五一）年以前には二人とも死亡していたことになる。康嗣の初出は、『藤氏家伝』⁵⁾に、

慶雲二年仲春の積奠に至りて、公、宿儒刀利康嗣に謂りて曰はく、「伝へ聞く、『三年礼を為さずは、礼必ず廢れ、三年樂を為さずは、樂必ず亡びむ』。今、積奠の日還る。願はくは、文を作り、先師の靈を祭り、後生の則を垂れよ」といふ。是に、康嗣、積奠の文を作る。其の詞に曰はく、「維れ、某年月日朔丁に、大学寮某姓名等、清酌蘋菜を以て、故の魯の司寇孔宣父の靈を敬ひ祭る。惟るに、公は尼山彩を降して誕れます。斯に将聖、千載の奇しき姿を抱き、百王の弊えたる運に値ふ。主昏く時乱れて、礼廢れ樂崩る。齊に帰き魯を去り、歎を哀周に含み、陳に厄ひ匡に困まれ、傷を下祭に懷ふ。門徒三千、達者七十。洙泗に忠孝を敷き、唐虞に徳義を探りて、雅頌所を得、衣冠正しきに従ふ。豈謂はむや、頽るる山維ぎ難く、梁歌早くも吟ふ。逝く水停らず、楹奠奄に設く。嗚呼、哀しきかも。今、聖朝魏々として、学校洋々とあり。芳徳を褒揚し、至道を鑽仰す。神しくして靈有らば、化みて、惟れ、尚はくは饗けたまへ」といふ。

とあり、「宿儒」とは、「宿学」と同じで、「永き経歴ある学者・年功を積んだ、名望のある学者」のことであるから、「老人」であったか。『后令(6)』の「六十一を老と為よ」に拠れば、この時、六十一歳以上か。

①この年(七〇五年)、六十一歳であったとすると、神亀二(七二五)年に八十一歳となる。

または、宣令の「五八の年を賀く一首」(藻64)・伊支連古麻呂の「五八の年を賀く宴」(藻107)の「五八」は「四十歳」の長寿の賀ということで、四十歳から老人ということでもあるから、この時、四十歳すぎの老人であったか。

②この年(七〇五年)、四十歳とすれば、八十一歳になるのは天平十八(七四六)年ということになる。

①説では、生年は天智四(六六五)年、②説では皇極二(六四四)年となる。

なお、宣令の「藻64」の献呈者が「藻63」の「長王」(長屋王)とすれば、長屋王は、『続日本紀』に拠れば神亀六(七二九)年二月十二日に自尽している。『続日本紀』の脚注に「補任、分脈は年四十六とする。」とあり、『懷風藻』には「左大臣正二位長屋王。三首。年五十四。」(藻67 68 69)とあり、「一本に四十六歳などがあるが(三十六歳説もある)、四十六歳説が妥当か。」とある。長屋王の四十歳の時は、①神亀六(七二九)年に四十六歳とすれば四十歳は霊亀七(七二三)年となり、②五十四歳とすれば霊亀元(七二五)年となる。長屋王・宣令の生年は、

- ①説によれば、天武五(六七六)年となり、
- ②説によれば、天武十三(六八四)年となる。

とすると、慶雲二(七〇五)年に宣令は二十九歳か三十七歳、康嗣は六十一歳。その差二十四〜三十二歳となるから、父子関係は可能な年齢差である。康嗣が四十歳とするとその年齢差三〜十一歳となり、父子関係は不可能であり、兄弟と見る方が妥当となる。

次に閏歴を年代順に追ってみる。

① 慶雲四(七〇七)年九月八日

「一、はじめに」のCに示した『経国集』所収の対策文が作られたことは、『経国集』によってのみ知られる経歴である。澤田總清『懷風藻註釋』作者人名略解に「慶雲四年、進士を以て入りて対策した。此の文は大日本史八十五巻に出てゐる。」⁽¹⁰⁾としたが、対策文と進士については解説がない。進士に関する「令」の規定を次に示してみる。

「学令」によれば、大学の学生の入学資格は、「八位以上の子、情に願はば聴せ。年十三以上、十六以下にして、聡令ならむ者を取りて為よ。」⁽²⁾、教授の経書の規定(567)、諸経の学習要領と平常試験

の規定(8910)、「二経以上通して、出で仕へむと求めたらば、挙送すること聴せ。其れ挙すべくは、大義十条試み問へ。八以上得ば、太政官に送れ(11)、秀才・進士に応募する者の規定「学生、講説不長なり」と雖も、文藻を閑ふて、才、秀才進士に堪へたらば、亦挙送すること聴せ(12)とあり、「考課令」に、

凡そ進士は、試みむこと、時務の策二条。帖して読まむ所は、文選の上秩に七帖、爾雅に三帖。其れ策の文詞順ひ序で、義理慥に当れらむ、并せて帖過せらば、通せりと為よ。事の義滞れること有り、詞句倫あらず、及び帖過さずは、不と為よ。帖策全く通せらば、甲と為よ。策二通し、帖六以上過せらば、乙と為よ。以外は皆不第と為よ。(72)

とあり、政治の要務についての論文形式の問題が二題、試問され、その解答文と思われる試験問題と解答文の模範的なものとして、宣令の対策文二篇が、『経国集』に載せられたものであることがわかる。「選叙令」に、

進士には、明らかに時務を閑ひ、并せて文選爾雅読めらむ者を取れ。(29)

とあり、及第(合格)すると、

進士の甲第に従八位下(30)

に叙される。こうした規定を考慮に入れて、宣令の身分・秀才・文才について窺い知ることが出来る。十三歳から十六歳の間に、大学に入學し、進士科の対策に合格して従八位下に任じ出仕した。また「位子」(内六位ノ八位の嫡子)は二十一歳で簡試を経て大舍人にでも出仕し

たか。慶雲四(七〇七)年には、二十三歳か二十八歳である。養老五(七二二)年令侍東宮の時、従七位下であった。この間、十四年で二階進階したことになる。「六考」だとすれば、慶雲四(七〇七)年の六、七年後、和銅六(七二二)年か七(七二四)年に従八位上。養老三(七一九)年か四(七二〇)年に、従七位下になったか。さらに十八年後(天平九(七三七)年)に『懷風藻』目録にある極位「正六位上」になったか。なお、「伊豫掾」は従七位上に相当するから、神龜二(七二五)年前後の頃かと推定できる。

② 養老五(七二二)年正月二十三日の、「令侍東宮(首親王)聖武天皇」は、皇太子への教育の一端を担ったことになる。その専門はおそらく、「時務」(法令と実務等)及び、文章(漢詩文)についても進講したものと推量できる。十六人中、

佐為王、山田史三方、山上臣憶良、紀朝臣清八、越智直廣江、樂浪河内、土師宿禰百村、塩屋連吉麻呂

は、『懷風藻』『萬葉集』に著作を残し『藤氏家伝』下(武智麻呂伝)に名が見える文人・歌人である。宣令と彼ら一人一人との交流を具体的に考察することの必要がある。

③ 『懷風藻』の「五八の年を賀く。一首」(藻64)については前述したが、この長屋王の四十歳の賀宴時の作、

從五位上上總守伊支連古麻呂。一首。

五言。五八の年を賀く宴。一首。

萬秋貴戚に長らへ、五八週年を表はす。

眞率前後も無く、鳴求愚賢を一つにす。

令節黃地を調へ、寒風碧天に變る。

已に蠡斯の徴に應へぬ、何ぞ須るむ太玄を顧みむことを。

(藻107)

がある。伊支連古麻呂は、大宝二(七〇二)年の第七次遣唐使の一員

(山上憶良も同行した)として渡唐し、慶雲四(七〇七)年五月に帰朝した。時に従八位下とある。この年九月に、宣令は対策文を草して、同じく従八位下となっている。

④ 『懐風藻』の「秋日長王が宅にして新羅の客を宴す。一首」(藻63)は、『続日本紀』神龜三(七二六)年「夏五月辛丑、新羅使薩滄金造近來朝く。」、「秋七月戊子、金奏勲ら国に歸る。」時の長屋王の作宝(佐保)の邸宅、作宝楼での送別の詩宴で、宣令を含めた、

山田史三方(序52)・背奈行文(60)・下毛野朝臣蟲麻呂(序65)・長屋王(68)・安倍朝臣廣庭(71)・百濟公和麻呂(77)・吉田連宜(79)・藤原朝臣總前(86)

の、八人(主人・長屋王を別として)の文雅の士が作詩している。その中の一人であり、佐保楼詩苑の詩人たちとの文芸的交流を日々、考究してみる要がある。

④ 『萬葉集』卷第三の

土理宣令の歌一首

み吉野の滝の白波知らねども語りし継げば古思ほゆ

(331-332)

は、養老七(七二三)年五月・養老八(七二四)年三月・神龜二(七二五)年五月のいずれかの行幸時の詠であろうが、特定しかねている。ただ八首の鑑賞として、

人が語りぐさとする古の事は、行幸の盛事で、また語りうるところは、そうした際の応詔の詩歌の愛でたさである。その詩は、懐風藻に、歌は本集にとどまっている。(窪田空穂『萬葉集評釈』)

古の事は知らぬを、われ見ても久しくなりぬ。天の香久山(卷七、一〇九六)

香具山にも古い物語がある。その物語の内容は知らないが、物

土理宣令伝考

語のあるということだけは知っている。そうして眺めた山の姿に、神祕性を感じている。それと同じ心が、ここにも歌われているのである。

ここでは天武天皇の吉野入り、六皇子の吉野誓約、持統天皇のたびたびの吉野行幸と吉野離宮での御遊びなどのあった、また懐風藻に詩を残しているような官人等が訪れた昔をさす。

(西宮一民『萬葉集全注・三』)
吉野の宮滝に来て、人から伝え聞いた、天武天皇の吉野入り、六皇子の吉野盟約、持統天皇の吉野行幸など、さまざまな吉野ゆかりのこともを偲んで詠んだ歌であろう。1257・369九など参照。

天武・持統両天皇の代を主としてさすのであろう。(伊藤博『万葉集釋注』)

(新編日本古典文学全集『萬葉集』)
吉野行幸の多かった天武・持統天皇の時代を回顧するのだろう。

(新日本古典文学大系『萬葉集』)
天武天皇の吉野入り、六皇子との盟約などを含むのだろう。

(和歌文学大系『萬葉集』)
天智十年十日の大海人皇子の吉野入り、天武八年五月の六皇子の盟、持統天皇の度々の吉野行幸などを指しているのであろう。

(阿蘇瑞枝『萬葉集全歌講義』)
天武皇統の起源の地吉野にまつわる伝承など。

(多田一臣『万葉集全解』)

とあるが、金子元臣『萬葉集評釈』の、

餘り對象がぼんやりしてゐて要領を得にくい。語り継ぎは何を斥したのか。雄略、天武兩天皇その他代々の天皇の行幸か。それ等は著明過ぎた事で「知らねども」といはれない。吉野は傳説の地である。恐らくその中の一説、下にも出てゐる栢枝仙の事を

さしたものであらう。

昔吉野に美稻ウツネといふ男があつて、川に梁を打つて鮎を取るのを生業としてゐた、或時柘の枝が流れて来て梁にかゝつたのを拾つて持つて歸つたが、それが美しい女に化つて遂に夫婦となり、末は共に仙人となつた。

といふ傳説である。當時それが盛に詩歌の題材となつたことは、懷風藻を見ても知られる。「三吉野のたぎのしら浪」は序詞ではあるが、柘枝、美稻の邂逅が、吉野川の梁瀬で行はれたことを、間接に意識させる大事な役目をもつてゐる。所謂有心の序である。只下句が餘りに卒易で、内容空疎の譏を免れ難い。「玉燭調ヨシ・秋序アキ・金風扇ウツク・月幃ツキ」などやつた詩の方の手腕に比べると、大いに劣る。

という柘枝伝説、『懷風藻』の詩に触れる評は貴重である。⁽¹⁵⁾藤原史「吉野に遊ぶ。二首」(藻3132)・中臣人足「吉野宮に遊ぶ。二首」(藻4546)・紀男人「吉野川に遊ぶ」(藻72)「吉野宮に扈從す」(藻73)・藤原万里「吉野川に遊ぶ」(藻98)・丹墀廣成「吉野山に遊ぶ」(藻99)「吉野の作」(藻100)・高向諸足「駕に吉野宮に從ふ」(藻102)など多い。また『続日本後紀』嘉祥二年三月二十六日条の献上長歌に

三吉野に有りし熊志祢・天女の來り通ひて其の後は、蒙譴せめがかりて毗ひ札れいじち衣い着ちて飛とびにしと云ふ。

とある。『萬葉集』には、

仙せんの柘つみ枝のえの歌三首
霰あられ降り吉志美が岳たけを險あぶしみと草取りかなわ妹が手てを取る

(3三八五)

右の一首は、或いは云く、「吉野の人味ひとあじ稻いなの、柘枝つみのえの仙媛せんみに与あたへし歌なり」といふ。但し、柘枝伝を見るにこの歌うた有あることなし。

この夕柘ゆふへみのさ枝えだの流れ来こば梁やなは打たずて取らずかもあらむ

(3三八六)

右一首。

古いにしへに梁やな打うつ人のなかりせばここにもあらまし柘つみの枝えだはも

(3三八七)

右の一首は、若宮わかみや年魚あゆ麻呂まろの作さく。

とある。

⑤ 『懷風藻』目録に、

正六位上伊豫掾刀利宣令

とある「正六位上」授位時については、閱歴①に前述したが、「伊豫掾」について付言しておく。伊豫掾は官位相当では、伊豫は上国で、その掾は「從七位上」で、神龜二(七二五)年前後に叙任されたかと推定したが、前年(養老八年改元して神龜元)(七二四)年一二月四日に皇太子首親王が聖武天皇として即位し、台閣の陣容は、

知太政官事 舍人親王

左大臣 長屋王

右大臣 (欠、前任者 長屋王)

大納言 多治比地守

中納言 巨勢祖父・大伴旅人・藤原武智麻呂

参議 藤原房前・安倍広庭

となつた。この月、大幅な授位があり、宣令も「從七位上」に昇叙し

たかと推定できる。

次に、「正六位下」に昇叙したのは、天平二、三年（七三〇、七三一）か。相當官は、中務大丞・図書助・大学助・大学博士あたりだが、その任に就いた形跡はない。神龜六（七二九）年（＝天平元年）二月の長屋王事件に連座して流か散位となったか。ちなみに、

外従五位下上毛野朝臣宿奈麻呂ら七人、長屋王と交り通ふに坐せられて、並に流に処せらる。自餘の九十人は悉く原免に從ふ。（二月十七日条）

とある七人の中の一人であったか、自余の九十人の一人であったか。長屋王との親交はかなり蜜であったことを考慮する必要がある。

（三） 係 累

宣令の係累は、前述の、父か兄か判断の迷う「刀利康嗣」の他、これも前述した「刀利甲斐麻呂ら七人に丘上連」等がある。次に、『続日本紀』宝龜八（七七七）年正月十日条の女叙位に、

正四位上藤原朝臣曹子に從三位。從四位上伊福部女王に正四位上。正五位下紀朝臣宮子、從五位上平群朝臣邑刀自・藤原朝臣産子・藤原朝臣教貴・藤原朝臣諸姉に並に從四位下。正五位下文室真人布止伎・藤原朝臣人数に並に正五位上。從五位下和氣朝臣広虫・大野朝臣姉に並に從五位上。外従五位下足羽臣黒葛・金刺舍人連若嶋・水海連浄成に並に從五位下。正六位上紀臣真吉・岡上連綱、從七位上中臣葛野連広江、正六位上忍海倉連顛、從六位下豊田造信女に並に外従五位下。

とあり、正六位上から外従五位下に昇叙した岡上連綱の名が見える。この人は、延暦八（七八九）年正月二十七日条、女叙位に、

土理宣令伝考

外従五位下岡上連綱に從五位下

とあって外位から内位になった。

次に、『日本後紀』弘仁六（八一五）年正月三十日条に、

正六位上岡上連弟繼に外従五位下を授く。

と単記されている。七日に從五位下以上の授位記事があり、弟繼は外位ではあるが特別に叙位されたのかよく分らない。

これら、甲斐麻呂ら七人・綱・弟繼についての履歴は未詳である。今後の調査に委ねたい。

四、おわりに

土理宣令をめぐる重要な人物として、長屋王・藤原武智麻呂について詳細に言及できなかったが、別に改めて考究したい。また、宣令の和歌・漢詩・対策文についても十分な言及が出来なかったが、これも別稿に譲ることにして概略、土理宣令の伝記的一覧は出来たかと思う。後考を俟つこととしたい。

注

- (1) 『萬葉集童子問』（荷田全集第壹卷）に「土理は借音字也。續日本紀には作「刀利」とある。
- (2) 『新編日本古典文学全集』本『日本書紀②』の同条、頭注に拠る。
- (3) 拙稿「吉田連宜伝考——萬葉集人物伝研究（九）——」（『大妻女子大学紀要—文系—』第四十八号、平成二十八（二〇一六）年三月）参照。
- (4) 拙稿「麻田連陽春伝考——萬葉集人物伝研究（八）——」（『大妻女子大学紀要—文系—』第四十四号、平成二十四（二〇一二年三月））答本忠節についての注（8）・（9）参照。

(5) 『藤氏家伝』の訓読。沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉著『藤氏家伝鎌足・貞徳 武智麻呂伝

(12) 『大妻女子大学文学部紀要』第15号、昭和五十八(一九八三)年三月。吉田連宜については、拙稿「吉田連宜伝考——萬葉集人物伝研究

注釈と研究』に拠る。

(九)——『大妻女子大学紀要—文系—』第四十八号、平成二十八(二〇一六)年三月)がある。

(6) 『懐風藻 文華秀麗集 本朝文粹』(日本古典文学大系本) 頭注に「刀利宣令の詩(六四)と同じ場合の詩。」「君(長屋王をさすか)」とある。

(15) 仙柘枝伝については、中西進「仙柘枝歌」(『万葉集の比較文学的研究』昭和三十八(一九六二)年一月。初出は「国語國文」第30卷12号(昭和

(7) 拙稿「国禁(禁断)の恋」(高岡市万葉歴史館編『恋の万葉集』(平成二十(二〇〇八)年刊)所収。注(19)参照。

三十六(一九六一)年十二月)・小島憲之「傳説の表現」(『上代日本文学と中国文学 中』、昭和三十九(一九六四)年三月)・尾崎暢映「仙柘枝の歌」(『万葉集を学ぶ 第三集』、昭和五十三(一九七八)年三月)がある。いずれにも当該歌(3-12-23)への言及はない。

(8) 杉本行夫『懐風藻』「長屋王の四十を賀するものなるべし」「この詩は長屋王の四十才に達したのを賀したものであらうと寛政本的小林翁の頭註にあり。新釋には自賀詩ならんとあるが、同意しかねる。・林古溪『懐風藻新註』に、「長屋王のでもあるか。」「追註」で「この賀を受ける人は全く分明でない。」とする。大野保『懐風藻の研究——本文批判と註釋研究——』は「長屋王を擬する」とし、辰巳正明『懐風藻全注釈』は「四十歳を慶賀する賀算の詩。相手は宣令と交流のある長屋王と思われる。」とする。

(9) 『懐風藻 文華秀麗集 本朝文粹』(日本古典文学大系本)「詩人小傳」。

(10) さらに、杉本行夫『懐風藻』に、「慶雲四年進士として入りて對策す。(日本儒林傳・大日本史による)」。林古溪『懐風藻新註』に「経国集」に和銅四年の對策文二首あり。辰巳正明『懐風藻全注釈』に「経国集に對策文が載る。」とある。林古溪「慶雲」を「和銅」と誤記か。

(11) 土屋文明『万葉集私注』に、
經国集に慶雲四年の對策が一首あるから考試に及第して出身した者であらう。
とある。

(12) 『続日本紀』和銅元(七〇八)年四月十一日の制第二項「位子は、令に准ふるに、嫡子のみ貢用すること得、庶子は合あはからず。」とある。

(13) 山田史三方については、拙稿「三方沙彌伝考——還俗官僚の文学的伝記——」(『上代文学』34号、昭和四十九(一九七四)年三月)。樂浪河内については、拙稿「高丘連河内伝考——萬葉集人物伝研究(十)——」(『大妻女子大学紀要—文系—』第四十九号、平成二十九(二〇一七)年三月)がある。

(14) 背奈行文については、拙稿「背奈行文傳考——萬葉集人物傳研究(六)——